

多摩市手話言語条例 新旧対照表

修正前（素案）	修正後（原案）
（前文）	（前文）
手話は、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語です。障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、言語として位置付けられています。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図り、文化を創造するために受け継がれてきた一つの言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかななくてはなりません。 しかしながら、かつて手話は、言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えません。 多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指しています。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図る必要があります。私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁とはならないという理解のもと、ろ	手話は、手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語です。障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、言語として位置付けられています。私たちは、手話が、ろう者にとって日常生活及び社会生活を営むためのかけがえのないものであり、互いの気持ちを理解し、意思疎通を図り、文化を創造するために受け継がれてきた一つの言語であることを踏まえ、その理解の促進に努めていかななくてはなりません。 しかしながら、かつて手話は、言語として認識されず、その使用についても様々な制約を受け、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通において多くの不便や不安を感じて生活してきたという歴史があり、現在も手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えません。 多摩市は、健幸都市として市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指しています。豊かな自然と都市機能が調和し、市民の活動が盛んで、多くの人が暮らすこのまちにおいて、誰もが健康で幸せに過ごすためには、手話が一つの言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進や手話の普及、そして手話を使用しやすい環境の整備について必要な施策の推進を図る必要があります。私たちは、聞こえないことが社会参加の障壁とはならないという理解のも

修正前（素案）	修正後（原案）
う者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。	と、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら、心身ともに健康で幸せに共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。
（定義）	（定義）
（3）市民 多摩市内（以下「市内」という。）に在住、在勤又は在学する者をいう。	（3）市民 多摩市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
（基本理念）	（基本理念）
第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として、行うものとする。 (1) 手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。 (2) 手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を使って視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。 (3) ろう者が手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利が、尊重されなければならないこと。	第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本として、行うものとする。 (1) 手話が、独自の体系を有する一つの言語であり、かつ、文化的所産であるという認識の下、音声言語と同等に扱われなければならないこと。 (2) 手話に関する施策が、手話が手及び指、体の動き、表情等を組み合わせて視覚的に表現する一つの言語であるという認識に基づいて実施されなければならないこと。 (3) ろう者の手話による意思疎通を行うことを自ら選択する権利、手話により意思疎通を円滑に行う権利及び手話により必要な情報を的確に取得する権利が、尊重されなければならないこと。
（市の責務）	（市の責務）
第5条 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、ろう者が手話により意思疎通を円滑に行う権利及びろう者が手話により必要	第5条 市は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、第3条第3号に掲げるろう者の権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び

資料 3

な情報を的確に取得する権利を尊重し、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。

手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を行うため、必要な施策を推進するものとする。